

7 練福障第1379号
令和8年1月20日

区内障害福祉サービス事業所代表者様

練馬区福祉部障害者施策推進課長 今井 薫
障害者サービス調整担当課長 塚本 佳芳里
(公印省略)

練馬区施設等運営支援臨時給付金(都基準)について(通知)

平素より練馬区の障害者福祉施策にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

区では、急激な物価上昇による影響を緩和することにより、障害者等が必要なサービスを継続的に受けられるようするため、区内に所在する障害福祉サービス事業所を運営する事業者に対し、下記のとおり練馬区施設等運営支援臨時給付金(都基準)を支給します。

記

1 支給対象

練馬区内に所在し、練馬区長の登録を受けており、障害福祉サービス事業所を令和7年10月1日以降運営し、かつ8年1月1日以降も運営を継続している事業者を対象とします。

ただし、東京都が実施する「令和7年度障害者施設等物価高騰緊急対策支援金」の支給対象事業所は対象外です。

令和7年11月から令和7年12月までに登録を受けた事業所も対象となります。

詳細は、「別紙 練馬区施設等運営支援臨時給付金支給事業(都基準) 事務手続」とおり

2 支給金額

申請単位等の詳細は、「別紙 練馬区施設等運営支援臨時給付金支給事業(都基準) 事務手続」でご確認ください。

請求区分	計算式
障害者通所サービス事業所	定員1人当たり給付基準額987円×定員数×月数
障害者(児)訪問サービス事業所	1事業所につき給付基準額14,750円

3 申請受付期限

令和8年3月31日(火)まで

申請受付後、審査を完了したものから順次支給します。

4 同封資料

- 練馬区施設等運営支援臨時給付金（都基準）について（本通知）
- 練馬区施設等運営支援臨時給付金支給事業（都基準） 事務手続
- 練馬区施設等運営支援臨時給付金（都基準）支給申請書兼請求書（第1号様式）
- 練馬区施設等運営支援臨時給付金（都基準）支給申請書兼請求書（記入例）
- 委任状（第2号様式）
- 返信用封筒

5 その他

本事業についてご不明点がございましたら、「別紙 練馬区施設等運営支援臨時給付金支給事業（都基準） 事務手続」をご参照ください。

本事業について練馬区ホームページにも掲載していますので、ご参照ください。

【掲載場所】

練馬区ホームページ（トップページ） 保健・福祉

障害のある方 お知らせ一覧（障害のある方）

6 担当・問合せ先

障害者サービス調整担当課 事業者支援係 : 03-5984-2825